

連載 患者目線の医療安全 6

紹介状（診療情報提供書）もカルテ開示の対象です



患者の視点で医療安全を考える連絡協議会 世話人 勝村 久司

「患者参加型医療推進委員会」の開催

2015年7月に設置された群馬大学（群大）病院の医療事故調査委員会に私も委員として参加し、1年後に公表した報告書には、「再発防止に向けた提言」を盛り込みました。それを受けて、2018年6月から群大病院で「患者参加型医療推進委員会」が開催されることになり、2名の被害者遺族も外部委員として参加して、すでに5回開催されています。

医師会が「開示してほしい」！？

私は、公開されている同委員会の議事録を注目して読んでいますが、第3回から、院内委員（病院勤務の委員）が「紹介状（診療情報提供書）」をカルテ開示の対象としないという見解を示し、以下のようなやり取りが続いています。

<第4回（2019年3月19日）議事録より>

【外部委員】（前略）例えば群大さんで今度の5月以降にもらった紹介状は、もう患者さんに公表しますというようなスタンスを大々的にうたってもらえたりできないのですかね。あと、他の病院で受けた検査の結果は、多分、患者本人は知っているはずなのですね。知らない検査結果があったら、それは、まずい話だと思うので、それを見られない理由が分からないというか、患者が知っている話だと思うのですよね。

【院内委員】カルテ開示を請求しても紹介状は見えないことになっています。それは非常に説明することが難しいのですが、医師会の先生方ともこのようなお話をしますが「やっぱり開示してほしい」とおっしゃるのですね。そこに書いてあることを開示というか、それは、われわれが開示を強行するような話では正直言っていないのです。

<第5回（2019年6月20日）議事録より>

【外部委員】（前略）私は、家族の関係でドクターに会う機会が何回かありまして、確認すると、（紹

介状を開示しても）別にかまわないよ。と言われるのですね、ほとんど。特に問題ないと言われるのです。医師会などの方から、嫌だからというか、やめてくれというような形のプレッシャーがかかっているような回答を毎回されるのですが、本当にそうなのかという部分と、（中略）基本的に患者さんに関してのことなので、患者さんが見てもいいのではないかと個人的に思うことと、紹介状の記載を間違えて医療事故になりかけたのか、なってしまったというような事例もあるので、本来であれば、患者さんが見て確認を取れた方がいいのではないかと考えているので、できればと思うのですが、よろしくお願いします。

【委員長】はい。回答者バイアスといいますか、外部委員が聞いた時に答えられる人と、われわれが聞いた時に答える人は、違うのかもしれないですね。それは多分、世の中でよくありうることだと思うので、医師会の先生方には聞いてみたいと思います。（後略）

群大病院の認識は間違っている。

何年も前から、「診療情報等の提供等に関する指針」では、厚生労働省が定めたものも、国立大学附属病院長会議が定めたものも、紹介状ははっきりと開示対象となっています。そもそも、「医師会の先生方が開示してほしいとおっしゃるので」という理由での非開示は、個人情報保護法の問題も理解されておらず、時代錯誤です。特に、この議論の場が、多くの被害を受けて出された「再発防止の提言」をきっかけに設置された、「患者参加型医療推進委員会」であるのに、被害者遺族が委員に就任している意味も、患者参加型医療の推進が求められている理由も、過去に起こった医療事故の原因も、全て忘れ去られているかのようで、心許ないことです。

患者を中心にした地域全体のチーム医療の実現のための情報共有を進めてほしいものです。